

規制改革推進会議「行政手続部会」 関係省庁ヒアリング  
会議説明資料

省庁名：法務省

1. 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方（たたき台）  
に対する意見

（民事局）

「2. 削減目標（1）削減対象」の「コストの内容」のうち、削減対象を「時間（事業者の作業時間）」とすることについて、「コスト計算に多大な労力、費用、時間をかけることは適切ではなく、簡易な推計方法を検討すべきではないか。」とされているが、具体的な推計方法を例示することも検討されたい。

また、「2. 削減目標（2）取組期間」について、法令改正やそれに基づくシステム改修を要することもあることから、柔軟な対応が可能となるように配慮すべきである。

## 2. 個別分野について、特殊な事情がある場合の意見

（民事局）

## 1 商業登記の目的

商業登記制度は、会社等に関する事項で取引上重要なものを登記し、公示するものであり、これにより会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とするものである。

例えば、会社等が法人格を取得しているか、どのような組織を有しているか等の法律関係については、無形のものであり、このような事項を公示する制度がないと、会社等の取引の相手方は、常にこのような事項を調査する必要が生じ、安全で迅速に取引を行うことができない。商業登記制度の存在により、取引の相手方は、登記されている事項について調査する必要がなくなり、会社等自身も自らの会社の組織体、商号、事業内容や資本金等について証明する必要がなくなる。商業登記制度は、このような公示機能を担っている。

## 2 商業登記において添付書面が必要とされる理由

このような商業登記制度の目的に照らし、商業登記制度がその機能を十分に果たすためには、登記した事項の内容が真実であることが求められる。

そのため、商業登記の申請には、登記すべき事項を証明するための各種の添付書面が必要とされている。そして、登記官は、登記すべき事項が添付書面によって証されているかを審査して登記を行っている。このような添付書面の性格から、添付書面は原本を提出することが求められている。

この添付書面の中には、会社法の規定によって、会社が作成しなければならないとされている書面をそのまま添付書面として提出するものと、商業登記手続のために、会社が作成し、又は取得しなければならないものが存在する。

添付書面のうち、例えば、定款、株主総会議事録、取締役会議事録等については、会社法の規定によって作成しなければならないとされている書面であって、商業登記手続のために、会社が作成しなければならないものではない。

他方で、商業登記手続のために、会社が作成し、又は取得しなければならない書面（例：役員の就任承諾書、役員の印鑑証明書・本人確認証明書、株主リスト等）は、商業登記の真実性を確保するために添付が求められているものである。特に、近年、法人格の悪用防止の観点から、商業登記の真実性の確保が様々な関係各所から要請されており（例：消費委員会平成25年8月6日付け「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」）、これらの要請にも応えていく必要がある。

このように、商業登記手続のために必要な添付書面は、商業登記の真実性を確保するために必要不可欠なものであり、これを省略した場合には、不実の商業登記がされるおそれが高まることとなる。そして、不実の登記がされた場合には、誤った登記を是正するためのコストや不実の登記に起因する紛争を解決するための司法的なコストが生ずることとなる。したがって、商業登記における添付書面は、このようなコストが生ずることを未然に防ぐためのものでもある。

また、商業登記の中には、真実に基づかないものもあり得るとしてその信用が失われた場合には、会社が自身の基本的事項を証明したり、会社と取引をしようとする者がこれを調査したりする必要性が生じ、結局は、これらのコストを当該会社又はその取引先が負担することとなる。

以上のとおり、商業登記の機能を確保するためには、添付書面によってその真実性を十分に確認した上で登記することが必要である。

### 3 申請人の負担軽減等のための近時の取組

平成27年10月から、会社の登記事項証明書が添付書面となる場合には、当該会社の会社法人等番号を登記の申請書に掲げることにより、その添付を省略できるようにしている。

また、平成28年6月から、外国人が商業登記手続を行う際の負担を軽減するため、日本における印鑑証明書に代わるものとしての本国官憲が発行する署名証明書について、当該外国人の居住地等における領事が作成したもので足りる旨を明確化するとともに、外国人の国籍国の制度上、本国官憲が発行する署名証明書を取得することができない場合には、日本の公証人又は外国人が現に居住している国の官憲が発行する署名証明書でも差し支えないこととしている。

さらに、平成32年度以降には、法人設立手続全体で見た場合について、設立の登記の完了後に税務署等に対して行う必要がある各種手続において、登記事項証明書の添付を省略することができるよう、関係省庁と検討を進めているところである。

(入国管理局)

在留資格手続のオンライン化を含めた円滑化・迅速化に当たっては、申請者の負担軽減や窓口混雑の緩和を図ることはもちろんのこと、適切な在留審査や在留管理の方法を確保した上で行わなくてはならない。

こうした観点から、オンライン化の対象とし得る申請手続、申請者の範囲等について検討を進めている。